

第 1 編 土木工事共通編

第 1 節 総 則

第 2 節 工事費の積算

第 3 節 共通仮設費における積上げ計上項目の積算

第 4 節 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

第 5 節 機械経費の積算

第 6 節 建設用仮設材賃料等の積算

第 7 節 設計単価

第 8 節 積算一般事項

第 1 節 総則・目次

1 総 則	1－1－1
2 請負工事の工事費構成	1－1－1

1 総 則

(1) 適用範囲等

この基準書は、土木工事等を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書による事が困難または不相当であると認められるものについては適用除外とすることができる。

本基準書に記す「国土交通省土木工事標準積算基準書」と「下水道用設計標準歩掛表」は、「令和4年度 国土交通省土木工事標準積算基準書」と「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度一第1巻 管路一」を指すものとする。

なお、積算基準の改訂内容については、次のとおりである。

前期改定時期（5月1日）：資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査価格、労務単価、賃料

基準改定時期（10月1日）：歩掛、施工パッケージ、工事工種体系

後期改定時期（11月1日）：資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査価格、賃料、損料

また、施工パッケージ型積算方式の補正に用いる基準材料単価（東京単価等）の基準年月については国土交通省の適用月に準ずることとする。

2 請負工事の工事費構成

(1) 請負工事費の構成は次のとおりとする。

国土交通省土木工事標準積算基準書 I-1-②（請負工事の工事費構成）による

第2節 工事費の積算・目次

1	直接工事費	1-2-1
2	間接工事費	1-2-3
3	一般管理費等	1-2-4
4	消費税等相当額	1-2-4
5	現場発生品及び支給品運搬	1-2-4
6	スライドの運用について	1-2-4
7	施工箇所が点在する工事の積算について	1-2-9
8	1日未満で完了する作業の積算について	1-2-9

1 直接工事費

(1) 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次のア及びイによるものとする。

ア 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

イ 価格

価格は、原則として、設計時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

(ア) 設計単価の取扱いについて

設計単価の決定方法及び定義は、次のとおりとする。

A 局設定単価による場合

局設定単価は、工務課（工事監理担当）が通知等を行う単価である。局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

B 物価資料による場合

(A) 前記Aによりがたい場合は、「Web建設物価」又は「積算資料電子版」の低廉価格（いずれか片方にしか掲載されていない単価は、その単価）を採用する。

(B) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

公表価格で割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

C 特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）による場合

前記A及びBによりがたい場合は、特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）によるものとする。特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）は、年2回（前期改定時・後期改定時）、工務課（工事監理担当）において決定する単価である。

※特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）とは、工務課（工事監理担当）において設計課が必要とする単価をあらかじめ調査し、決定するものである。

D 特別調査単価（随時調査）による場合

前記A、B及びCによりがたい場合は、原則、特別調査単価（随時調査）によるものとする。

ただし、随時調査は下記条件の場合に実施するものとし、条件に満たなかった場合は、次項の見積りによるものとする。

- ・調達価格（材料単価×使用数量）が500万円以上の場合、又は1資材の材料単価が100万円以上の資材となるもの。
- ・1工種の施工価格（施工単価×施工数量）が500万円以上の場合、又は1施工条件の施工単価が100万円以上の工種となるもの。

なお、随時調査の対象となるかの判断方法は、下記のとおりとする。

- ・調達価格（材料単価×使用数量）又は施工価格（施工単価×施工数量）を確認するため、設計担当課長から参考見積りを3社以上から徴収し、見積り又は随時調査によるかの判断を行うものとする。
- ・同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

ただし、他工事の実績や物価資料及び「特別調査単価」の類似品目から類推可能であれば、参考見積

りは不要とする。

E 見積りによる場合（上記に該当しないもので、一般に市場性のないものを直接メーカー、会社等から徴収するもの）

(A) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の条件を提示し見積り依頼を行う。

(B) 見積りは原則として3社以上から徴収し、最低価格の100%を採用する。

ただし、やむを得ず1社のみ見積りとなった場合にもその価格の100%を採用する。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

F 市場単価方式及び土木工事標準単価方式による価格は、「デジタル土木コスト情報」又は「土木施工単価電子書籍」の低廉価格（いずれかの片方にしか掲載されていない単価は、その単価）を採用する。

なお、適用にあたっては設計条件に応じて単価補正等、適正に考慮した単価を採用する。

G 賃料単価においては設計条件に応じ長期補正等、適正に考慮した単価を採用する。

H 鋼材、アスファルト混合物、生コンクリートの単価

鋼材単価（二次製品及び非鉄金属を除く、スクラップを含む）、アスファルト混合物単価（割増額及び乳剤を除く）、生コンクリート単価（割増額を除く）は、設計基準月の物価資料の低廉価格（いずれかの片方にしか掲載されていない単価は、その単価）を採用する。

なお、掲載のないものは、特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）等によるものとする。

(2) 歩 掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は本基準書並びに国土交通省土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表等によるものとする。

見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定は内容（条件等）の確認を行い、最低価格となる歩掛を採用することを基本とする。ただし、やむを得ず1社のみ見積りとなった場合は内容（条件等）の確認を行い、その歩掛を採用する。

(3) 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次のア及びイによるものとする。

ア 所要人員

一般に標準と考えられる工事の所要人員については、本積算基準によるものとする。なお、この基準書に記載なき場合は「国土交通省土木工事標準積算基準書」及び「下水道用設計標準歩掛表」等、他の公共団体等で定めた公共事業用積算基準によるものとする。ただし、現場条件及び工事規模等を考慮して、上記に合致しない場合は、別途定める。

イ 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

なお、夜間工事の労務単価及び割増賃金は、「第7節 設計単価」に基づき算定するものとする。

(4) 直接経費

国土交通省土木工事標準積算基準Ⅰ-2-①（4 直接経費）による。

(5) 諸雑費及び端数処理

国土交通省土木工事標準積算基準Ⅰ-2-①（5 諸雑費及び端数処理）による。

ア 内訳表及び工種明細書

諸雑費は計上しない。

イ 端数処理

(ア) 工種明細書及び単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

(イ) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(ウ) 現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

2 間接工事費

(1) 総 則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-②（1. 総則）による。

(2) 共通仮設費

ア 工種区分

共通仮設費は、国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-②（2 共通仮設費 表-1）による。

イ 算定方法

共通仮設費の算定は、国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-②（2 共通仮設費 別表第1）の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

なお、スクラップ控除額については間接工事費等の対象外とする。

ウ 共通仮設費の率分

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-②（2-1 共通仮設費の率分）による。

エ 運搬費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-②（2-2 運搬費）による。

オ 準備費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-②（2-3 準備費）による。

試験掘が必要な場合は、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積算方法は、「第3節 1 試験掘工の積算」による。

カ 事業損失防止施設費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-②（2-4 事業損失防止施設費）による。

事業損失防止施設費の積算方法は、「第3節 2 事業損失防止施設費の積算」による。

キ 安全費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-②（2-5 安全費）による。

ク 役務費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（2－6 役務費）による。

電力基本料金及び電力設備用工事負担金の積算方法は、「第2編 第6節 4 仮設用電力設備工」による。

ケ 技術管理費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（2－7 技術管理費）による。

コ 営繕費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（2－8 営繕費）による。

(3) 現場管理費

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－②（3 現場管理費）による。

3 一般管理費等

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－3－①（① 一般管理費等）による。

4 消費税等相当額

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－3－②（② 消費税等相当額）による。

5 現場発生品及び支給品運搬

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－2－③（③ 現場発生品及び支給品運搬）による。

6 スライドの運用について

(1) 工事請負契約書第26条（スライド条項）の減額となる場合の運用について

ア 適用対象工事

- (ア) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること。

なお、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）

- (イ) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。

- (ウ) 適用対象工事の確認時期は、12月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。

- (エ) 残工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。

イ スライド額の算定

- (ア) 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。

$$S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$$

S : スライド額

P_1 ：請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

$(P = \alpha \times Z、\alpha$ ：落札率、 Z ：積算額)

- (イ) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が、1,000 分の 15 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）

- (ウ) 適用対象工事に該当し、交渉の結果 1,000 分の 15 以上のスライド額となる場合は、1,000 分の 15 を超える額をスライド額とする。

ウ 残工事量の算定

- (ア) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、工事数量算定基準に基づき出来高確認を行うものとする。
- (イ) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量（工種の増廃工・数量の増減）についても、基準日以降の残工事量はスライドの対象とする。
- (ウ) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。

また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

- A 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来高数量として取り扱う。
- B 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
- C 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (エ) 明細書で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (オ) 出来形数量の計上方法については、発注側（以下「甲」という。）に換算数量がない場合は、受注者側（以下「乙」という。）の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

エ 物価指数等

甲としては積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。

なお、乙の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

オ 変更契約の時期

スライドの契約変更は、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとするが、精算変更時点でも行うことができる。

カ スライド額の説明

スライド額の協議時においては、甲は積算に用いた各種単価の変動資料や内訳書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。

(2) 請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について

ア 主要な工事材料

- (ア) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times \text{消費税率}$$

$$M_{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times \text{消費税率}$$

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

p ：設計時点における各材料の単価

p' ：ウの規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D ：エの規定に基づき各材料について算定した対象数量

k ：落札率

消費税率：1 + 消費税率(%) / 100

- (イ) (ア)に規定する「請負代金額」は、請負代金額の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、特段の規定を設けた場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金額を控除しない額とする。

イ スライド額の算定

- (ア) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、アの規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) - P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times \text{消費税率}$$

$$M_{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times \text{消費税率}$$

S ：スライド額

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

p ：設計時点における各対象材料の単価

p' ：ウの規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D ：エの規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k ：落札率

P ：アに規定する請負代金額

消費税率：1 + 消費税率(%) / 100

- (イ) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額がアの規定する $M_{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(ア)の規定にかかわらず、(ア)の $M_{\text{変更}}$ に代えて乙の実際の購入金額を用いて、(ア)の算式によりスライド額を算定する。
- (ウ) (イ)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

A オの規定により確認される各対象材料の実際の購入数量がエに規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

B オの規定により確認される各対象材料の実際の購入数量がエに規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が購入した際の価格を乗じて得た金額。

C 燃料油に該当する各対象材料について、オ(ウ)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量をエの対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、ウ(ア)B(B)の平均価格を乗じて得た金額。

(エ) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

ウ 価格変動後における単価の算定方法

(ア) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

A 鋼材類及びその他対象材料（燃料油を除く。）

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

B 燃料油

(A) 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場搬入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

(B) 各対象材料のうち、オ(ウ)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についてもエの対象数量とすることとしたものにあっては、Aの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

エ 対象数量の算出方法

(ア) スライド額の算定の対象とする数量(D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

A 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量

B 一式で計上されている仮設工等にあっては、甲の設計数量

C その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの。

(イ) 請負代金の部分払をした工事において、カに定めるところにより特段の規定を設けた場合を除き、(ア)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

オ 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(ア) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(イ) 乙が(ア)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(ア)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライドの対象とはしないものとする。

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象資材については、当該対象資材の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についてもエの対象数量とすることができる。

カ 部分払時の取扱

工事請負契約書第 39 条第 3 項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、乙の求めに応じ、甲は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を通知するものとする。

キ 部分引渡し

工事請負契約書第 40 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

ク 請負代金額の変更手続

- (ア) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期含む。）が 2 月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (イ) (ア)に規定する請求があったときは、工事請負契約書第 26 条第 8 項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これをアの請求を行った日から 14 日以内に乙に通知するものとする。
- (ウ) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

ケ 全体スライドを行う場合の特例

工事請負契約書第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、ア(ア)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価（工事請負契約書第 26 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、イ(ア)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第 26 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第 26 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。）」とする。

(3) 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について

ア (2) スライド額の算定中、(ア)、(イ)及び(ウ)Cを次のとおり読み替える。

- (ア) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、アの規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times \text{消費税率}$$

$$M_{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times \text{消費税率}$$

S : スライド額

M_{当初} : 価格変動前の金額

M_{変更} : 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : ウの規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : エの規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : アに規定する請負代金額

消費税率 : $1 + \text{消費税率}(\%) / 100$

- (イ) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示してオ(ア)により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(ア)の $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、(ア)の規定にかかわらず、(ア)の $M_{\text{変更}}$ に代えて乙の実際の購入金額を用いて、(ア)の算式によりスライド額を算定する。
- (ウ) C燃料油に該当する各対象材料について、オ(ウ)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量をエの対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、ウ(ア)Bの平均価格を乗じて得た金額。
- イ (2)ウ 価格変動後における単価の算定方法中、(ア)を次のとおり読み替える。
- (ア) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。
- A 鋼材類及びその他対象材料（燃料油除く。）
- 施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。
- B 燃料油
- 工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。
- なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。
- ウ (2)エ 対象数量の算出方法中、(ア)Cを次のとおり読み替える。
- (ア) 設計図書又は数量集計表に明記されていない燃料油等については、甲の積算において集計された数量とする。
- エ (2)オ 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認中「乙への確認」とあるのは「乙との協議」と、(ア)中「乙が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「甲が算定したスライド額に対し、乙が異議申し立てたとき」と、(イ)中「には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と、(ウ)中「燃料油」とあるのは「燃料油等」と読み替える。

7 施工箇所が点在する工事の積算について

国土交通省土木工事標準積算基準書 I-11-①（① 施工箇所が点在する工事の積算）による。

8 1日未満で完了する作業の積算について

国土交通省土木工事標準積算基準書 I-12-①（① 1日未満で完了する作業の積算）による。

第3節 共通仮設費における

積上げ計上項目の積算・目次

1	試験掘工の積算	1-3-1
2	事業損失防止施設費の積算	1-3-1
3	土木請負工事における現場環境改善費の積算	1-3-4

1 試験掘工の積算

(1) 試験掘個所の算定

- ア マンホールごとに試験掘工を計上し、長区間マンホールがない場合は、50mに1箇所計上する。
- イ 交差点部で2箇所（L型）以上、計上する。
- ウ その他工法上、埋設物等の確認が必要な箇所について計上する。
- エ 地下埋設物の有無、位置が明確な場合及び幅員が広い道路の場合は、試験掘箇所の延長を減らすことができる。

(2) 試験掘工の積算について

- ア 人力掘削を標準とする。
- イ 道路全幅員の調査を行うことを標準とする。
- ウ 試験掘跡の復旧は、1次復旧工とし、本工種に含め計上する。
- エ 掘削深が大きく土留工が必要となる場合など特殊なものについては、別途計上のこと。

(3) 単価表

表 1－1 試験掘工

10m当り

工 種	種別・形状	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
掘 削	人 力		m3			
発 生 土 運 搬	○tダンプ～km		m3			
埋 戻	○ ○ 土		m3			
山留工又は アルミ矢板工	矢板長 L＝○.○○m		m			(必要に応じて)
舗装路面切断工	t＝○○cm		m			
舗装路面取壊工	A○○－○○		m2			
舗 装 路 面 1 次 復 旧 工	A○○－○○		m2			
	計					
	1 m当り					

※必要に応じ、別途、アルミ矢板等の基本料金の計上を行うこと。

2 事業損失防止施設費の積算

(1) 事業損失防止施設費の内容

- ア 家屋調査工
 - 工事により損傷の予想される家屋について計上する。
- イ 観測孔設置工
 - 地下埋設物等の計測
- ウ 地下埋設物調査
 - 地下埋設物調査

エ 測量調査

工事に直接起因して測量する場合、軌道、橋梁基礎など

オ 観測井設置工

薬液注入工を行う場合に計上する。

(2) 家屋調査工

ア 適用範囲

この積算資料は、工事に起因する地盤変動により、建物等に損害が発生するおそれがあると認められる場合に実施する家屋調査を対象とし、専門的な技術者による調査について適用する。

また、現場代理人等による軽微な調査については現場管理費の範囲とし、事業損失防止施設費としての積上げ計上は行わないものとする。

イ 調査費の内容及び積算

用地調査等業務費積算基準（R4.3.11 付国近整用企第 255 号）第 1 5 地盤変動影響調査等 3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物区分と 4 事前調査による。

(3) 観測孔設置工

観測孔の設置位置、および設置間隔（箇所数）は掘削深、土質、土留を勘案し、管理者と協議の上、決定すること。

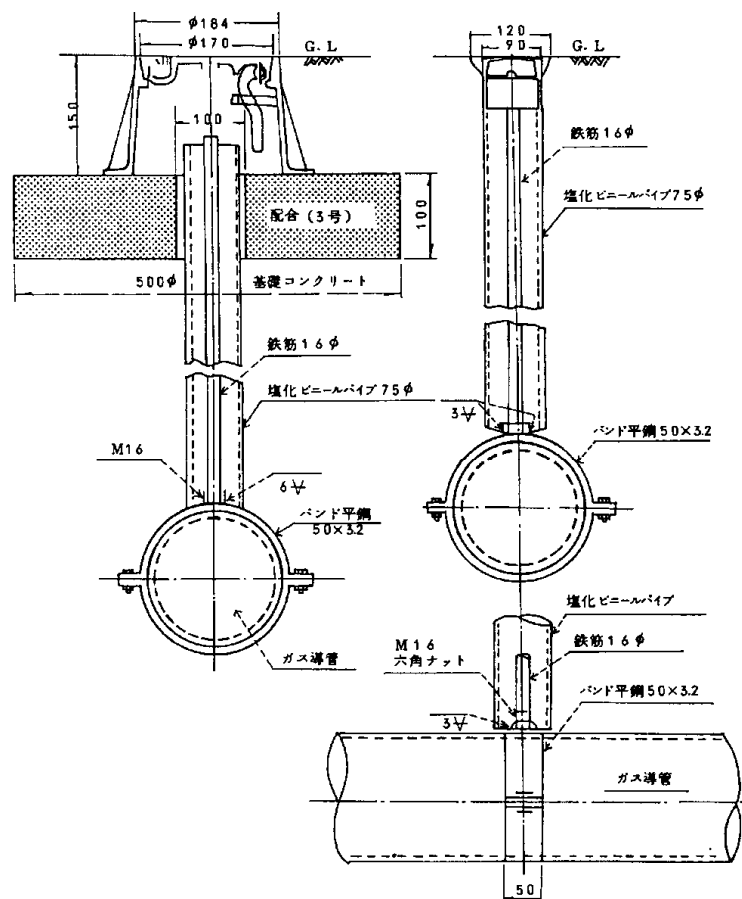


図 2 - 1 観測孔設置工標準図

(4) 測量調査

- ア 工事現場に近接して、重要構造物があり、その測量調査を行う必要のある場合に計上する。
- イ 計測専門業者等に業務委託し、本工事計上する場合は、見積等を取り比較すること。

表 2 - 9

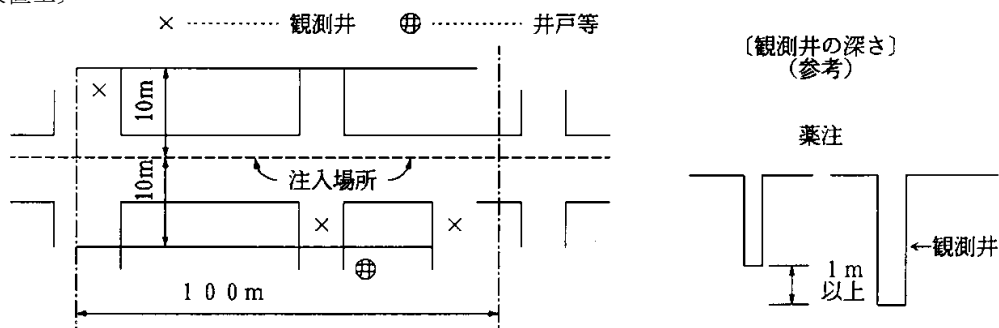
名 称	形状寸法	単位	単価	摘 要
平 面 測 量		m ²		
水 準 測 量		箇所×回		
水路・横断水路		m ²		
変 位 測 量		箇所×回		
傾 斜 計		個×日		購入価格、耐用年数を調査の上決定する。 損料表参照のこと
検 知 器		個×日		
感 知 器		個×日		

(5) 観測井設置工

薬液注入を施工することにより、地下水調査の為の観測井を設置しなければならないが、現場状況を勘案の上、施工指針に従って設計、計上すること。なお、PHテストのみの場合については、水質調査は計上しない。

観測井はボーリングにて施工し注入延長 100m 当り 2 箇所以上、注入場所から、おおむね 10m 以内の位置に設けるものとする。また調査範囲に井戸等がある場合は、それらの方向へ、それぞれ 1 箇所以上設けるものとする。（同方向の場合は兼ねてもよい。）

〔観測井設置工〕



〔観測井の構造〕

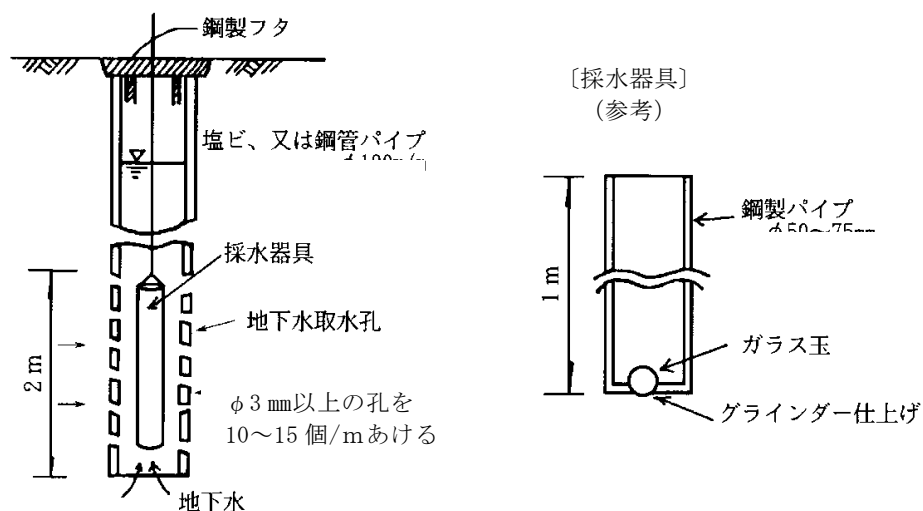


図 2 - 2 観測井設置工

3 土木請負工事における現場環境改善費の積算

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－9－①（① 土木請負工事における現場環境改善費の積算）による。

第4節 工事における工期の延長等に伴う

増加費用等の積算

- 1 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について 1－4－1

1 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ－10－①（① 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について）による。

第 5 節 機械経費の積算・目次

1	排出ガス対策型建設機械について	1 - 5 - 1
2	運転労務経費の積算	1 - 5 - 1
3	建設機械燃料等消費量の積算	1 - 5 - 1
4	機械運転単価表	1 - 5 - 1

1 排出ガス対策型建設機械について

各工種において積算する建設機械について、排出ガス対策型の建設機械を使用する機種は、次表を原則とする。
ただし、現場搬入等やむをえず排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、設計変更すること。

表 1－1 排出ガス対策型建設機械を原則とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、 油圧式杭圧入引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ・モータグレーダ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。

2 運転労務経費の積算

国土交通省土木工事標準積算基準書 I－6－①・④（① 建設機械運転労務・④ 一般事項）による。

3 建設機械燃料等消費量の積算

国土交通省土木工事標準積算基準書 I－6－②（② 原動機燃料消費量）による。

4 機械運転単価表

国土交通省土木工事標準積算基準書 I－6－③（③ 機械運転単価表）による。

第 6 節 建設用仮設材賃料等の積算・目次

1	建設用仮設材賃料	1－6－1
2	仮設物を継続して使用する場合の取扱い	1－6－3

1 建設用仮設材賃料

(1) 転用による補正

鋼矢板、H形鋼、覆工板及び鋼製マットの修理費及び損耗費は、1現場当り1回計上することとし、使用回数が2回以上となるときは、次式により求めた補正率を乗じて補正する。

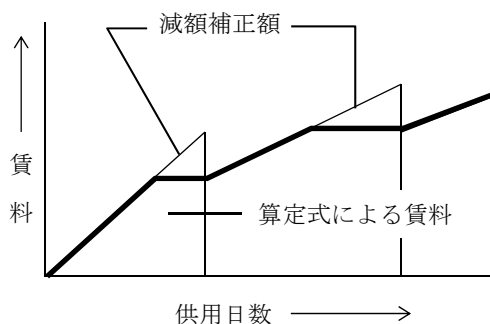
$$\text{補正率} = \frac{1}{2} (1 + n)$$

n : 1現場当り使用回数

(2) 賃料の補正

供用日数（または月数）の長短による賃料に係る市場価格の適用区分が変わることによって賃料計上額（1現場当り修理費及び損耗費または1現場当り整備費等を除く。）が当該日数（または月数）の増加に比例せず減少する場合がある。従って、減少する時点までの供用日数（または月数）における賃料計上額（1現場当り修理費及び損耗費または1現場当り整備費等を除く。）は、その減少する時点における賃料計上額（1現場当り修理費及び損耗費または1現場当り整備費等を除く。）を上限とし、下記の方法により減額補正する。

（イメージ図）



(3) 賃料計上限度額

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板及び鋼製マット）の賃料計上限度額（1現場当り修理費及び損耗費または1現場当り整備費等を含む）は、当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格の90%を上限とする。

(4) 鋼矢板等の修理費及び損耗費の取扱い

鋼矢板等の1現場あたり修理費及び損耗費は、次式のとおりとする。

$$Y = a \cdot b$$

Y : 鋼矢板等の1現場あたり修理費及び損耗費（円/t）

※覆工板は単位を（円/m²）に読み替える。

a : 係数

b : 市場価格

鋼矢板等の1現場あたり修理費及び損耗費算定のための係数及び市場価格

名称		補助工法	係数(a)	市場価格(b)
鋼矢板	本矢板	無	3.60	鋼矢板 整備費
		有	2.60	
	軽量鋼矢板	無	2.75	軽量鋼矢板 整備費
		有	1.98	
H形鋼	杭工	無	2.37	H形鋼 整備費
		有	1.73	
	山留主部材	—	1.09	鋼製山留材 整備費
覆工板		—	1.22	覆工板 整備費

備考1 修理費及び損耗費は、整備費、修理費（特別ケレン・穴埋め・曲がり直し等）、切断による短尺補償、打込による破損を含む。

2 修理費及び損耗費は、土質、打込又は引抜き等の作業条件を十分考慮して適用を決定する。

3 補助工法とは、ウォータージェットまたはアースオーガ併用工法、硬質地盤専用工法、プレボーリング工法等をいう。

(5) スクラップ長未満の仮設材が発生した場合の取扱い

現場条件により、スクラップ長未満に切断する場合は、不足分弁償金として次式により算出する。

不足分弁償金＝（スクラップ長未満の製品重量）×（不足分弁償金に係る市場価格×90％）

(6) 山留主部材の副部材について

副部材の賃料（1現場当たり修理費及び消耗費を含む。）は、次式のとおりとする。

$$Y = a \cdot b$$

Y：副部材の賃料（円/t）

a：係数

b：市場価格

副部材の賃料（1現場あたり修理費及び損耗費を含む。）算定のための係数及び市場価格

名称			係数 (a)	市場価格 (b)		
副部材 (A)	基礎価格		1. 21	鋼製山留材	部品	不足分弁償金 (新品)
	供用 1 日 当り 賃料 (日)	90 日以内	1. 48	鋼製山留材	部品	賃料
		180 日以内				
		360 日以内				
		720 日以内	1. 47			
		1080 日以内				
1 現場当り修理費及び損耗費		1. 13	鋼製山留材	部品	整備費	
副部材 (B)	1 現場当り修理費及び損耗費		1. 01	鋼製山留材	部品	不足分弁償金 (新品)

備考1 副部材(A)に係る賃料計上限度額（1現場当たり修理費及び消耗費を含む。）は、基礎価格の90％とする。

2 副部材に係る賃料（1現場当たり修理費及び消耗費を含む。）の補正は、建設用仮設材損料算定基準（平成17年3月24日付け国総施第139号）及び建設用仮設材賃料積算基準（令和2年2月17日付け国総公第91号）に準じる。

(7) 簡易な整備作業について

建設用仮設材質料積算基準（令和２年２月 17 日付け国総公第 91 号）の第３の２項の中の「簡易な整備作業」とは、機材の入・出庫検収作業や簡易な整備作業を含んだもので、機材使用の有無や期間の長短にかかわらず、賃貸取引市場において全部材について初回時に支払う費用にかかる作業である。

(8) 建設用仮設材に係る付属金属について

建設用仮設材の積算にあたっては、建設用仮設材質料積算基準（令和２年２月 17 日付け国総公第 91 号）の第３の積算方法により算定するほか、建設用仮設材に係る付属金属について必要数量を勘案し別途積算するものとする。

(9) 組立ハウスの積算について

建設用仮設材質料積算基準（令和２年２月 17 日付け国総公第 91 号）の第３の積算方法によらず賃貸取引実態を考慮し、別途積算するものとする。

２ 仮設物（営繕関係を除く）を継続して使用する場合の取扱い

前工事において設置した仮設物を、後続工事に継続して使用することを契約条件とした場合の取扱いは次によるものとする。

(1) 前工事の取扱い

継続して後期（追加）工事に使用する必要がある仮設物については、それに係る修理費及び損耗費、撤去費、運搬費（持帰り）は計上しないものとし、当該工事の完了後引き続き存置するよう特記仕様書に明示するものとする。

なお、施工途中において継続して、後期工事に使用する必要が生じた仮設物については、契約変更により存置するよう処理するものとする。

※ 仮設材の修理費及び損耗費は後期（追加工事）において一括計上するものとする。

(2) 後期（追加）工事の発注

継続して後期工事に使用する仮設物を存置した場合の後期工事の発注は、原則として工期に空白期間が生じないよう発注計画を設定するものとする。ただし、やむを得ず空白期間が生ずるものについてはその空白期間が最小となるよう発注計画を配慮するものとする。

(3) 仮設材の賃料の積算について

複数工事にまたがる場合は、全体供用日数を算出し、その日数に対する賃料を適用することを原則とする。ただし、全体供用日数が不確定な場合は、次により算出してもよい。

（前工事の賃料）

- ・ 供用日当り賃料は、予定（計画）の全体供用日数に対する供用日当り賃料を適用する。
- ・ 供用日は、当該前工事の供用日数とする。

(後期工事の賃料)

原則として前工事、後期工事を合計した供用日数に対する賃料を算定し、前工事の賃料額（前工事で算出された額）を控除した額とする。

後工事の賃料価格は、後期工事発注時の価格とする。

※ 設計変更における場合も同様の扱いとする。

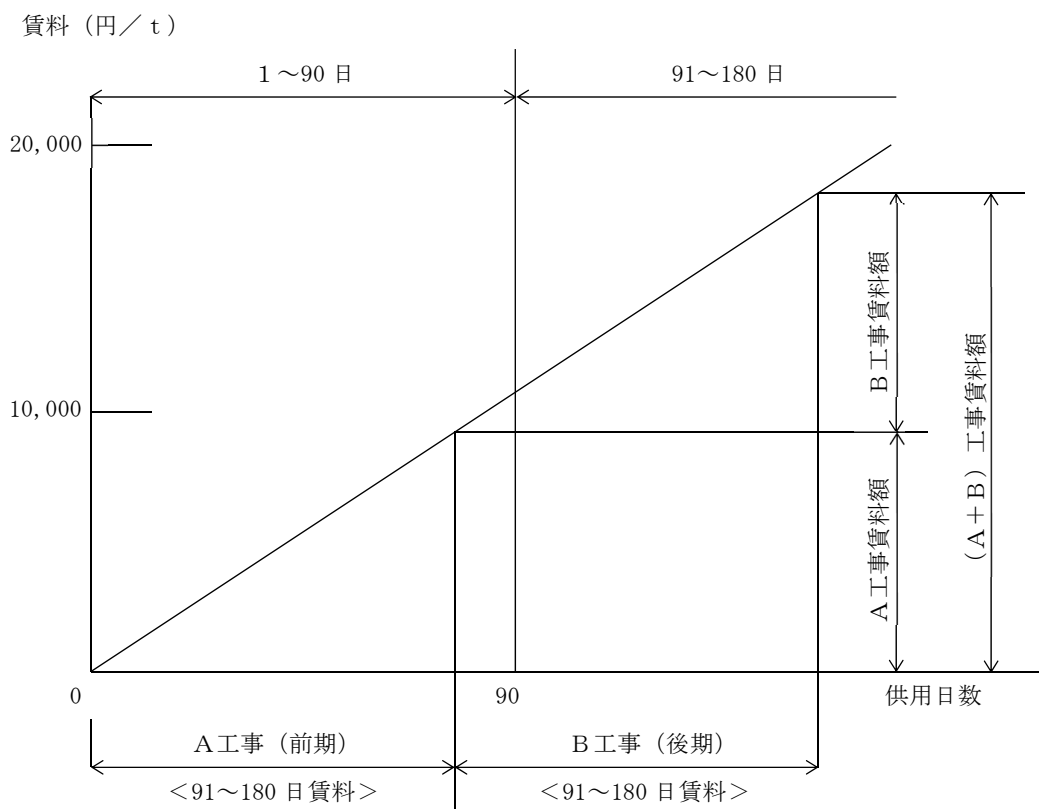
(4) 仮設物の存置が長期となる場合の特例

仮設物の存置期間が長期となる場合の賃料限度額は不足分弁償金に係る市中価格（新品）の 80%を限度とする。

(5) 損料積算で発注した工事の仮設材を継続して使用し、継続工事が賃料積算となる場合は、全体の供用日数を算出し、損料積算した工事は、全体供用日数に対する損料を適用し、賃料積算する工事は全体供用日数に対する賃料を適用することを原則とする。

(参考) 仮設材の賃料計算 全体賃料日数に対する賃料で算出した場合

(予定(計画)の全体供用日数に対する賃料で算出した場合も同様)



第 7 節 設計単価・目次

1	労務単価	1 - 7 - 1
---	------------	-----------

1 労務単価

(1) 公共工事設計労務単価

昭和 45 年 8 月 12 日付農林、運輸、建設三省覚書等にもとづき、毎年 10 月を調査期間として、公共工事（直轄、補助、公団等発注工事）に従事する労務者の賃金実態を調査し、調査結果は翌年度の設計労務単価に反映させることとしている。

(2) 労務単価の職種定義

労務単価の職種定義・作業内容は、農林水産省・国土交通省が決定する公共工事設計労務単価表に記載のとおり。

(3) 夜間工事の労務単価

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-①（3. 労務費 （3） 夜間工事の労務単価）による。

(4) 休日作業の労務単価

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-①（3. 労務費 （4） 休日作業の労務単価）による。

(5) 時間的制約を受ける場合の労務単価の割増について

国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-8-①（① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について）による。

第 8 節 積算一般事項・目次

1 工期の算定	1－8－1
2 積算数量の取扱い	1－8－2

1 工期の算定

(1) 設計上の工期設定について

工期の設定は、現場の施工条件により大幅に異なるため、一律的な決め方は困難であるが、工事発注に伴う事業効果の計画的な達成のため、下記の要領により標準的な工期の設定を行うものとする。

ア 工事請負契約は双務契約であり、工期は契約内容であることを発注者側も十分留意し、発注者側の不注意による工期延伸を出さないこと。

イ 各種申請等工事着手前の許可が必要な書類手続は、経験的な事務上の所要手続きを考慮して事前の措置をとること。

(例) 道路占用申請書、道路使用許可申請書、河川占用申請書、境界明示依頼書、用地買収及び借用手続
ウ 掘削内に露出する埋設物及び、矢板背面に近接する埋設物件や矢板打抜時に支障となる架空線は試験掘に伴う掘削線を決定すれば支障の有無が判明するのであるから、移設手続の早期提出とその履行確認を遅滞なく行うこと。

エ 工事途中に止むなく設計変更を余儀なくされた場合は、工事進捗状況を十分把握のうえ、それが決定を待たなければ工程上前進しないものについては特に決定の迅速化をはかることに留意すること。

(2) 工期の算定方法

全体工期は、次のとおりとする。

$$\text{全体工期} = (\text{A}) + (\text{B}) + (\text{C}) + (\text{D}) + (\text{E}) + (\text{F})$$

(A) : 道路占用及び道路使用許可書取得に要する日数

(B) : 試験掘に要する日数

(C) : 地元調整及び地下埋設物等の防護措置に要する日数（協議、移設、養生、防護等）

(D) : 純工期

純工期は、原則として、各工種の作業に要する日数を基に実施工程表を作成して求めるものとする。

各工種の作業に要する日数は、国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-14-4-1（4作業日当り標準作業量）やⅠ-14-⑤-1（⑤市場単価の1日当り標準施工量）及び歩掛等から求めた施工に必要な実日数（実働日数）に、雨休係数を乗じて求めるものとする。なお、算定は4週8休により算出するものとする。

雨休係数は、次のとおりとする。

① 標準的な工事は、1.7とする。

② 降雨などの影響を受けないシールド工事等は、1.5とする。

③ 歩掛等で指定されている場合は、それに従うものとする。

④ 短期間工事等は、別途定めるものとする。

(E) : 後片付等に要する日数

(F) : 年末年始・夏季休暇の日数

予定工期内に年末年始等が含まれる場合は、次の日数を計上する。

年末年始	……………	12/29～1/3	6日間
夏季休暇	……………	8/14～8/16	3日間

2 積算数量の取扱い

(1) 数値基準有効数位の取扱いは次のとおりする。

ア 内訳表及び工種明細書

内訳表及び工種明細書の表示単位及び数値基準は次表を標準とする。

単 位	設 計 表 示 単 位	単 位	設 計 表 示 単 位
m	小数第 2 位止めで 3 位以下切り捨て	空 m3	小数第 1 位止めで 2 位以下切り捨て
m2	小数第 1 位止めで 2 位以下切り捨て	掛 m2	小数第 1 位止めで 2 位以下切り捨て
m3	整数止め	組	整数止め
箇所	〃	本	〃
式	1	回	〃
t	小数第 2 位止めで 3 位以下切り捨て	資料	〃

(ア) 設計数量が設計表示単位に満たない場合、工事規模及び工事内容等により設計表示単位が不適当と判断される場合（小規模工事等）は、上表の設計表示単位の有効数位以下第 1 位を設計表示単位とすることができるものとする。

(イ) 数量の算出途上の計算は、設計表示単位の有効数位以下第 2 位を四捨五入した数値を積み上げるものとする。ただし、設計表示単位が m の場合は、小数第 2 位止めで 3 位以下切り捨てとする。

イ 単価表

単価表の積算数位は、適用基準各項の記載事項に従う。

なお、基準各項に特段の記載がなく、算定結果から積算数量（歩掛）を求める場合には、小数第 3 位（小数第 4 位四捨五入）を基本とする。